

[レイサムアンドワトキンスCFIUS・米国国家安全保障プラクティス](#)

2023年3月13日 | 第3084号

This Client Alert was originally published in English on August 15, 2022.
Read the Client Alert in English [here](#).

CFIUS 2021年年次報告書の6つの要点

本報告書は、外国投資リスク審査現代化法（FIRMA）施行後1年間におけるCFIUSの活動を総括しています

2022年8月2日、米国外国投資委員会（The Committee on Foreign Investment in the United States）（以下「CFIUS」）は、[2021年（暦年）の議会向け年次報告書](#)（以下「本報告書」）の公開版を公表しました。本報告書には、2021年（暦年）に届出のあった取引に関する、CFIUSの手続および統計に係る主要な指標が掲載されています。

本クライアントアラートでは、本報告書の6つの要点を解説します。

1. CFIUSの2021年の審査数は記録的な数に上りましたが、応答期間は改善されませんでした

CFIUSは、2021年に436件の取引（うち正式通知272件、申告164件）を審査しました。これは、2020年のCFIUSによる審査件数（通知187件、申告126件）から約40%増加しています。2021年は、審査件数が増加したにもかかわらず、CFIUSの応答期間は改善され、通知ドラフトに対するコメントに要した期間（2020年の7.7営業日から6.2営業日に短縮）、および審査開始のための正式受理の通知（2020年の9.1営業日から6.0営業日に短縮）に要した期間とも短縮されています。CFIUSが2021年に提出された申告を受理するのに要した平均応答期間は5.48日であり、これは2020年の平均4.7日と比較してわずかな増加となっています。

2. CFIUS および取引当事者は申告手続に慣れてきています

2021年における審査対象取引の記録的な増加の一端は、申告件数の増加に起因するものでした。2018年外国投資リスク審査現代化法（The Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018: FIRMA）の制定により、CFIUSは従来の通知手続に替わる手段として申告手続を導入し、取引当事者が取引につき簡易な形式での届出を行うことを認めました。CFIUSは、申告の審査を行ったうえで、(1) 取引の承認、(2) 当事者に対する正式通知の提出要求、または(3) 申告された内容ではCFIUSがどのような措置をとるかを決定することができない旨を記載した「ノーアクション」レターの発出（正式通知を提出するかどうかは当事者に委ねる）のいずれかの対応をとることができます。正式通知と比較した場合、申告はより少ないリソースで対応可能なことが多く、より短期間で審査がなされ（正式通知の場合は最低45日であるのに対し、30日）、かつ通常はより安価（申告には届出手数料不要）で済みます。このような理由から、

CFIUSが正式通知の提出を要求しないであろうと予想する投資家にとっては、申告は魅力的な選択肢となります。

以下の表が示すとおり、取引当事者は2021年に164件の申告を提出しており、これは2020年に提出された申告件数（126件）から30%増加しています。このうち73%（120件）の取引が、30日間の審査期間中に承認されています。これに対して、CFIUSが2020年に承認した申告は64%のみであったことから、CFIUSもこの簡易な形式での手続により取引を承認することに慣れてきていることが窺えます。

Declarations and Withdrawals, 2018-2021		
Year	Number of Declarations	Declarations Withdrawn
2018	20	1
2019	94	1
2020	126	1
2021	164	0
Total	404	3

CFIUSは、2021年に提出された残りの44件の申告のうち、30件の申告（全申告の18%）について、当事者に対し正式通知の提出を要求しました。そのほか、7%（12件）に関しては措置をとらず、1%（2件）については却下（うち1件は正式通知として再提出）しました。

3. CFIUSは当事者と適時の取引承認に向けた協働を続ける一方、撤回された申告件数は増加

以下の表が示すとおり、取引当事者は2021年に272件の通知を提出しましたが、これは2020年に提出された通知件数（187件）から45%、2017年におけるこれまでの最高件数（237件）から15%増加しています。通知件数の増加にもかかわらず、第二段階の調査を必要とする届出の割合は48%と安定しており、2020年（47%）および2019年（49%）と実質的に同等の数値となっています。

Covered Transactions, Withdrawals, and Presidential Decisions 2012-2021					
Year	Number of Notices	Notices Withdrawn During Review Phase	Number of Investigations	Notices Withdrawn After Commencement of Investigation	Presidential Decisions
2012	114	2	45	20	1
2013	97	3	49	5	0
2014	147	3	52	9	0
2015	143	3	67	10	0
2016	172	6	79	21	1
2017	237	4	172	70	1
2018	229	2	158	64	1
2019	231	0	113	30	1
2020	187	1	88	28	1
2021	272	2	130	72	0
Total	1829	26	953	329	6

両表の出典：[議会向けCFIUS年次報告書（報告対象期間：2021年）](#)

2021年には、通知のうち27%（74件）が撤回されました。この数値は、2020年および2019年（それぞれ通知のうち15%、13%が撤回）と比較して大幅に増加していますが、撤回された通知件数が最も多かった2017年および2018年（それぞれ通知のうち31%、28%が撤回）の水準までは戻っていません。大半の事例で、通知は撤回後再度提出されていますが、これはCFIUSが国家安全保障上のリスクを特定した後において、リスク軽減措置の条件を交渉する追加の時間を確保するためです。2021年に撤回された通知のうち、85%（63件）が最終的に再提出されています（2020年には72%、2019年には60%）。これは、2021年において、リスク軽減措置が関連する届出は一般的に時間を要したことを示しています。撤回された通知のうち残りの15%は、当事者が取引を中止したことによるものです（うち、CFIUSが国家安全保障上のリスク解消のための軽減措置が特定不能であると当事者に通知した後に撤回されたものが12%、商業上の理由によるものが3%）。

2021年において、米国大統領が取引を禁止または解消させることはありませんでした。もっとも、CFIUSが国家安全保障上の未解決の懸念を有する場合、当事者は、大統領による取引停止の公的決定の対象となるよりも、通知を撤回することを選ぶことが多い点に留意する必要があります

4. 審査対象取引の総数に占める割合はカナダ投資家のものが最大

カナダ投資家が関与する取引は、2021年に審査された取引のうち最も大きな割合を占め（11%）、28件の通知（2021年に届出のあった全通知の10%）と22件の申告（全申告の13%）がされました。これは、2020年に取引の最大割合を占めていた日本を上回りました。2021年のカナダ取引の件数は、2020年における水準から61%増加しています（2019年からは43%の増加）。

中国投資家は、2021年に審査された取引のうち2番目に大きな割合を占めました（10%）。うち通知は44件（全通知の16%）でしたが、申告はわずか1件（全申告の1%未満）に留まりました。CFIUSが中国の投資を高リスクとして扱っていることを考慮すると、中国投資家が簡易な形式による申告手続を行わなかったことも驚くに当たりません。カナダに次ぐ第2位の数値に甘んじたとはいえ、中国投資家による届出件数は2020年における水準から105%増加しています（2019年からは61%の増加）。日本投資家

は、中国よりわずかに少なく、2021年の全取引のうち約8%を占め、うち通知は26件（全通知の10%）、申告は11件（全申告の7%）でした。これらの数値は2020年と同水準ですが、2019年からは38%減少しています。

過去2年間に於いてほぼ見られなかったロシア投資家が関与する取引は、2021年に急増しました。ロシア投資家は2019年に1件の通知、2020年に1件の申告を提出していましたが、2021年には7件の通知と1通の申告となりました。ただし、2022年のロシアのウクライナ侵攻に関連して、米国による制裁および輸出規制が拡大したことを考慮すると、ロシアの当事者が関与する新規の取引に係る届出数は減少する可能性が高いといえます。

5. CFIUSがリスク軽減措置を課した事例の割合は安定

CFIUSは、2021年に届出のあった通知のうち約11%（合計272件中31件）について、当事者に対し、取引承認の条件としてリスク軽減措置に合意するよう求めました。これは近年の水準（2020年は12%、2019年は12%）と同程度です。CFIUSによって課されたリスク軽減措置の内容も近年のものと同じであり、本報告書において新たなリスク軽減措置は特に示されていません。2021年に課されたリスク軽減措置には、以下のものが含まれていました。

- 米国政府またはその業務委託先との既存または将来の契約、米国政府の顧客情報、その他秘密情報を取り扱うためのガイドラインおよび条件の設定
- 特定の技術、システム、施設または秘密情報に権限のある者のみがアクセスできることの確保
- 特定の施設、機器、データおよび業務が米国のみにあることの確保
- 外国の影響を制限し、法令順守を確保するための、企業セキュリティ委員会、議決権信託その他のメカニズムの確立（米国政府が承認したセキュリティ・オフィサーおよび/または取締役会メンバーの任命、ならびにセキュリティ・ポリシー、年次報告書および独立監査の要求を含む）
- 米国事業の所有権変更につき、顧客または米国政府関係者への通知
- 外国人の米国事業への訪問に先立つ、セキュリティ・オフィサー、外部監視者、または米国政府関係者への通知およびこれらの者からの承認の取得
- 米国政府に販売される製品またはソフトウェアの完全性を確保するためのセキュリティプロトコル
- 一定期間中の米国政府への供給継続の保証、特定の事業上の決定を行う前の通知および協議、ならびに会社が事業分野からの撤退を決定した場合における米国政府による一定の権利の留保—米国政府の供給に影響を与え、または国家安全保障上の懸念を引き起こす可能性のある事業計画を議論するための会議の設置
- 特定の機微な米国資産の取引からの除外
- 特定の製品またはサービスを権限のあるベンダーのみが提供することの確保
- 外国買収者による所有権または権利の追加取得に関する、米国政府関係者への事前通知および米国政府関係者からの承認の取得
- 外国買収者による米国事業の全部または一部の売却

6. CFIUSは非通知取引に係る手続を通じてより多くの取引を捕捉

CFIUSは、非通知の取引が国家安全保障上の懸念を生じさせる可能性があると考えられる場合、当事者に連絡し、取引に関する情報を請求することができます

2021年には、CFIUSはかかる非通知取引に係る手続を通じて135件の取引を特定し、これらの取引のうち8件（6%）について届出を要求しました。このことは、2020年に特定された取引が117件であったことと比較して、CFIUSによる非通知取引の特定件数が増加したことを示す一方で、CFIUSが実際に届出を要求した取引の数は減少したこと（2020年には、CFIUSは非通知取引に係る手続を通じて特定された取引の約14%について完全な届出を要求）も示しています。とりわけ、特定された取引の94%について届出が求められなかったことは、CFIUSが取引審査の管轄権の有無を認識せずに照会を行うことが多いという事実を反映するものです。多くの場合、CFIUSは、当事者がCFIUSに管轄権がないことを証明する回答を提出した場合、それ以上の措置を取ることはありません。

本報告書は、非通知取引に関する一定の重要事項については詳述していません。たとえば、特定された取引がどの国に由来するものであったかについての地理的内訳は記載されていません。しかしながら、CFIUSが非通知取引の特定を積極的に継続していることは明らかです。本報告書では、「CFIUSは、非通知/未申告の取引の特定につき、改善に向けた方法の強化を続ける」と指摘されています。これらの方法には、非通知取引の捜査職員の雇用数増加や、一般の人々が非通知取引につきCFIUSに通報するためのCFIUSのホットライン（“tip mailbox”）に関する周知が含まれます。

本クライアントアラートに関するご質問は、以下のメンバーのいずれか、または通常ご相談いただいている当事務所の弁護士までご連絡ください。

[ジェームズ・H・バーカー](#)

james.barker@lw.com
+1.202.637.2200
Washington, D.C.

[レス・P・カーネギー](#)

les.carnegie@lw.com
+1.202.637.1096
Washington, D.C.

[ダマラ・L・チェンバース](#)

damara.chambers@lw.com
+1.202.637.2300
Washington, D.C.

[ルチ・G・ギル](#)

ruchi.gill@lw.com
+1.202.654.7126
Washington, D.C.

[エイシャ・カデット](#)

asia.cadet@lw.com
+1.202.637.2251
Washington, D.C.

[ジュリー・チョイ・シン](#)

juliechoi.shin@lw.com
+1.202.637.1003
Washington, D.C.

[マシュー・J・クロフォード](#)

matthew.crawford@lw.com
+1.617.880.4588
Washington, D.C.

[ザカリー・N・エディントン](#)

zachary.eddington@lw.com
+1.202.637.2105
Washington, D.C.

[アリソン・K・フギ](#)

allison.hugi@lw.com
+1.202.637.1088
Washington, D.C.

クライアントアラートは、レイサムアンドワトキンスが、クライアントその他の皆様に対するニュースレポートサービスとして発行するものです。本クライアントアラートに含まれる情報は、法的助言と解されるべきものではありません。本クライアントアラートのテーマに関する追加的な分析または説明が必要な場合は、通常ご相談いただいている弁護士にご連絡ください（これは、当事務所の弁護士による業務が認められていない法域における法律に基づく法的業務への勧誘ではありません）。当事務所のクライアントアラートの全リストは、www.lw.comにおいてご覧いただけます。ご連絡先情報の更新または当事務所から配信される情報の変更をご希望の場合は、当事務所の[購読者向けページ](#)をご覧ください。